

## 届出保育施設立入調査結果(作成日 令和5年8月4日)

施設名	りとらいふこども園
設置者、設置者法人番号	廣瀬 真須美
立入調査実施日	令和5年5月31日

### 指摘事項

指摘内容	改善状況	
消火用具の点検について	消火用具（消火器）の点検が確認できなかった。法令上、年1回の総合点検に加え、6か月ごとの機器点検が必要であるので、建物の管理者と協議し、消防用設備の点検を実施すること。	改善予定
非常災害に対する具体的な計画の策定について	災害の発生に備えた、緊急時の対応の具体的な内容及び手順、職員の役割分担や保護者との連絡体制、引き渡し方法などが記載された計画が策定されていなかったため、策定すること。	改善済
緊急時の連絡体制について	緊急時に備えた、施設付近の医療機関、消防署等の一覧が作成されていなかったため、作成し、全ての保育従事者へ周知すること。	改善済
児童の健康診断について	児童の健康診断を実施していなかった。児童の健康状態確認のための入所時健康診断及び継続して保育している児童の定期健康診断を1年に2回（歯科については年1回）、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施し、結果の記録も行うこと。なお、施設において直接実施できない場合には、保護者から健康診断書や母子手帳の写し等の提供を受けても差し支えない。	改善済
安全計画について	安全計画について、策定されていなかった。については、以下のとおり対応すること。 ・児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うため、施設における安全に関する事項についての年間計画を策定すること。 ・職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的の実施すること。 ・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。 ・安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。	改善済
救命処置の訓練について	職員に対する救命処置の訓練が実施されていない。事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう訓練を実施し、評価・改善できるよう記録を残すこと。	改善済
児童の発育チェックについて	継続して保育している児童の身長や体重の測定を行っていないので、毎月測定すること。	改善済
調理・調乳担当者の検便検査について	調理・調乳に携わる職員の検便が実施されていなかった。調理・調乳に携わる職員については、おおむね月1回の検便を実施すること。	改善済

● 指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項

指摘内容	改善状況	
避難・消火訓練について	避難訓練を毎月実施しているとのことであるが、訓練の記録がなかった。訓練実施の際は都度	改善済

避難・消火訓練について	記録を残すこと。また、消火訓練を実施していなかったため、毎月1回以上実施し、記録を残すこと。	改善済
施設及びサービスに関する内容の掲示について	<p>児童福祉法第59条の2の2及び同法施行規則第49条の5により、事業者はサービスを利用しようとする者に対して、その見やすい場所に以下の事項を掲示する義務があるところ、掲示内容が不十分であったため、適切に掲示を行うこと。</p> <p>(以下、掲示すべき内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名</li> <li>・建物その他の設備の規模及び構造</li> <li>・施設の名称及び所在地</li> <li>・事業を開始した年月日</li> <li>・開所している時間</li> <li>・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由</li> <li>・入所定員</li> <li>・保育士その他の職員の配置数又はその予定</li> <li>・法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の設置者又は1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設の設置者にあつては、当該設置者及び職員に対する研修の受講状況</li> <li>・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</li> <li>・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容</li> <li>・緊急時等における対応方法</li> <li>・非常災害対策</li> <li>・虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>・施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む）</li> </ul>	改善済
サービス利用者に対する契約内容の書面による交付について	<p>児童福祉法第59条の2の4及び同法施行規則第49条の6により、事業者はサービスを利用しようとする者に対して、契約内容を書面により交付する義務があるところ、記載内容が不十分であったため、適切に書面交付を行うこと。</p> <p>(以下、書面交付すべき内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</li> <li>・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</li> <li>・施設の名称及び所在地</li> <li>・施設の管理者の氏名及び住所</li> <li>・当該利用者に対し提供するサービスの内容</li> <li>・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</li> <li>・提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容</li> <li>・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先</li> </ul>	改善済
研修の実施について	保育従事者に対する研修が実施されていなかった。保育従事者の質の向上のため、研修を実施し、研修報告書等の記録を残すこと。	改善済
保育所保育指針について	保育所保育指針が備え付けられていなかった。児童の適切な関わりについて理解するためには、保育所保育指針を理解することが不可欠であることから、保育従事者の質の向上を図るためにも、保育所保育指針を備え付け、その内容を常時確認できるようにしておくこと。	改善予定

<p>児童のかかりつけ医の確認について</p>	<p>児童のかかりつけ医を確認していなかったの で、確認の上、児童票の記載項目に追加するなど して記録すること。</p>	<p>改善済</p>
<p>感染症罹患後の再登園について</p>	<p>感染症罹患後の再登園について、記録を残して いなかった。「医師から登園可能であることを保 護者が確認している」旨の書面（登園届）の提出 を保護者から受ける、又は保護者に確認した旨の 記録を残しておくことにより対応すること。</p>	<p>改善済</p>
<p>保育室内の安全確保について</p>	<p>施設内巡回時において確認された以下の点につ いて、安全上の観点から改善策を講じること。 ・保育室内に固定されていないテレビが置かれて いた。地震等に備え、テレビの転倒防止対策を講 じること。 ・保育室や廊下など園児が往来する場所にある低 位置のコンセントについて、不使用時はカバーを するなど感電防止策を講ずること。</p>	<p>改善済</p>
<p>秘密保持について</p>	<p>以下の措置が確認できなかったため、対応する こと。 ・管理者、職員（離職含む）は、正当な理由がな く、業務上知り得た子ども等の秘密を漏らしては ならないため、秘密保持のための措置として、職 員から個人情報の保護に関する誓約書等の提出を 受ける等、必要な措置を講じること。 ・小学校等他の機関に子どもに関する情報を提供 する際には、あらかじめ文書により保護者の同意 を得ること。</p>	<p>改善済</p>